令和5年度(2023年度)エゾシカライトセンサス調査業務

1 契約の相手方を選定した理由

本業務については、調査適期が樹木の落葉が進み視認しやすく、かつ、エゾシカの季節移動が始まる前の10月の1ヶ月間に限られていることから、その期間内に全道14(総合)振興局の175市町村(離島を除く。)における調査を完了させる必要がある。

また、調査に従事する者には、夜間にライトで照射されたエゾシカを雌雄別・幼成別に 識別して、頭数を数える能力が必要である。

一般社団法人北海道猟友会は、北海道内に居住する狩猟者で構成された団体(地区支部)を社員とする法人であり全道71地区支部、5,300名程度の会員(別添参考資料を参照)を有することから、調査従事者を全道規模で、短期間に一定数確保することができるため、期間内に全道14(総合)振興局の175市町村での調査を実施し、完了させることが可能である。また、その会員は狩猟経験に基づくエゾシカの雌雄別・幼成別の識別能力を有している。なお、道内の環境関連調査会社は従業員数が10名程度と少なく、既存の体制で短期間での全道規模調査を実施するのは困難であり、また、一時的に臨時職員を雇い入れる場合にも、猟友会員を除いてエゾシカの識別能力を有する調査従事者を一定数確保するのは困難であることから、契約の相手方は一般社団法人北海道猟友会以外にない。

以上のことから、一般社団法人北海道猟友会(会長 堀江 篤)を選定し、7月26日に 開催された環境生活部指名選考委員会において、当該者を見積書徴取業者とした随意契約 とすることの適否について審議を諮ったところ、当該者が見積書徴取業者として選考され たもの。

2 契約の根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第6章第3節(随意契約)関係1の(2) 契約の目的物が代替性のないものであるとき